

# 社団法人長野県不動産鑑定士協会定款

平成 5 年 3 月 6 日	議	決
同 年 4 月 1 日	長野県知事認可	
平成 8 年 5 月 2 9 日	一部変更議決	
同 年 7 月 5 日	一部変更長野県知事認可	
平成 1 2 年 5 月 2 3 日	一部変更議決	
同 年 6 月 2 1 日	一部変更長野県知事認可	
平成 1 8 年 5 月 2 3 日	一部変更議決	
同 年 6 月 2 6 日	一部変更長野県知事認可	
平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日	一部変更議決	
平成 2 0 年 1 月 2 2 日	一部変更長野県知事認可	
平成 2 1 年 5 月 2 7 日	一部変更議決	
平成 2 1 年 6 月 2 6 日	一部変更長野県知事認可	

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人長野県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）  
という。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、長野県長野市岡田町124番地1に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、土地等の適正な価格の形成を図るため、不動産鑑定評価制度の普及啓発、調査研究、情報の提供等を実施し、もって県民生活の安定及び向上並びに県土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発事業
- (2) 不動産の鑑定評価に関する調査研究事業
- (3) 不動産の鑑定評価に関する研修事業
- (4) 不動産の鑑定評価に関する情報提供事業
- (5) 不動産の鑑定評価に関する地方公共団体等からの受託事業
- (6) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認める事業

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 長野県内に事務所又は勤務箇所を有する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補で本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 公益法人の運営に関する知識及び経験が豊富なもので総会の承認を得た者

### (入会手続)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入するものとする。

### (会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

### (除 名)

第9条 会員が、本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反するような行為をしたとき又は会員としての義務に違反したときは、総会において出席正会員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合においては、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(6) その他の収入

(資産の種類)

第31条 本会の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号により構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、長野県知事の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 別紙財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成する。

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決によりこれを定める。

2 資産のうち現金は、確実な銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第36条 本会の事業報告及び収支決算は、正味財産増減計算書並びに年度末現在の貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、年度終了後2月以内

に、総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第37条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の承認を得なければならない。

(特別会計)

第38条 本会は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得たときは解散する。

(残余財産の処分)

第42条 本会の解散の場合の残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

## 会費規則

### (趣旨)

第1条 社団法人長野県不動産鑑定士協会は定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費に関する事項を次のとおり定める。

### (入会金)

第2条 入会金の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 50,000円
- (2) 賛助会員 10,000円
- (3) 会員であった者が再入会する場合は正会員25,000円、賛助会員5,000円とする。

ただし、会員が入会金を異にする資格に該当するに至った場合はその差額を負担する。

### (会費)

第3条 会員は次の各号に掲げる額の会費を納付する。

- (1) 正会員のうち不動産鑑定士 月額 5,000円
- (2) 正会員のうち不動産鑑定士補 月額 2,500円
- (3) 賛助会員 月額 2,000円

2 会長は前項に定める不動産鑑定士、不動産鑑定士補のうち高齢者、長期病氣療養者等に対し、本人の申請に基づき理事会の承認を得て会費の一部又はその全部を減免することができる。

### (会費等の加算)

第4条 正会員のうち、地価公示又は地価調査業務に従事する会員(以下、事業部会員という)は前2条に定める入会金と会費のほか、次の各号に掲げる額の入会金と会費を加算して納付する。

- (1) 入会金 200,000円
- (2) 会費 月額 15,000円

3 会長は前項に定める事業部会員のうち、長期病気療養者等に対し、本人の申請に基づき理事会の承認を得て会費の一部又はその全部を減免することができる。

(入退会の時期)

第5条 入会の時期は入会金の納入があった日とし、退会の時期は定款第8条に定める会員資格喪失の日とする。

(入会金等の取扱)

第6条 不動産鑑定業者等に所属する会員について、勤務地の変更等による入退会にあたっては前会員の会費が完納され、かつ継続性が認められる場合に限り、新入会員の申請に基づき入会金は免除とし、又会費は前会員の既納額をもってこれに充当することができる。

(補 則)

第7条 本規則に定めがなく、その施行に必要な事項については理事会でこれを定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年5月27日一部改正)

この改正は、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年5月26日一部改正)

この改正は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年11月10日一部改正)

この改正は、平成9年11月1日から適用する。

附 則 (平成12年5月11日一部改正)

この改正は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年5月27日一部改正)

この改正は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年5月26日一部改正)

この改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年4月18日一部改正)

この改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月23日一部改正)

この改正は、平成21年5月27日から適用する。